

水道施設において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 水道法に規定する水道施設における水の供給に必要な設備の運転、点検又は整備の業務。
- 具体的には、沈砂池、着水井、沈殿池、ろ過施設、等の設備の運転、点検又は整備の業務（対象設備は次ページを参照）。
 - ・ 沈砂池
原水中の砂を除去するための設備。
 - ・ 着水井
浄水場などへ流入する原水の水位動揺を安定させ、水位調節と流入量測定を行うために設ける池あるいはマス（柵）のこと。
 - ・ 沈殿池
懸濁物質や凝集作用で成長したフロックを沈澱分離し、後続のろ過施設にかかる負担を軽減する目的で設置されるもの。
 - ・ ろ過施設
粒状物を充填した層、膜等に水を浸透通過させて懸濁物を除去する施設。

2 専門性等

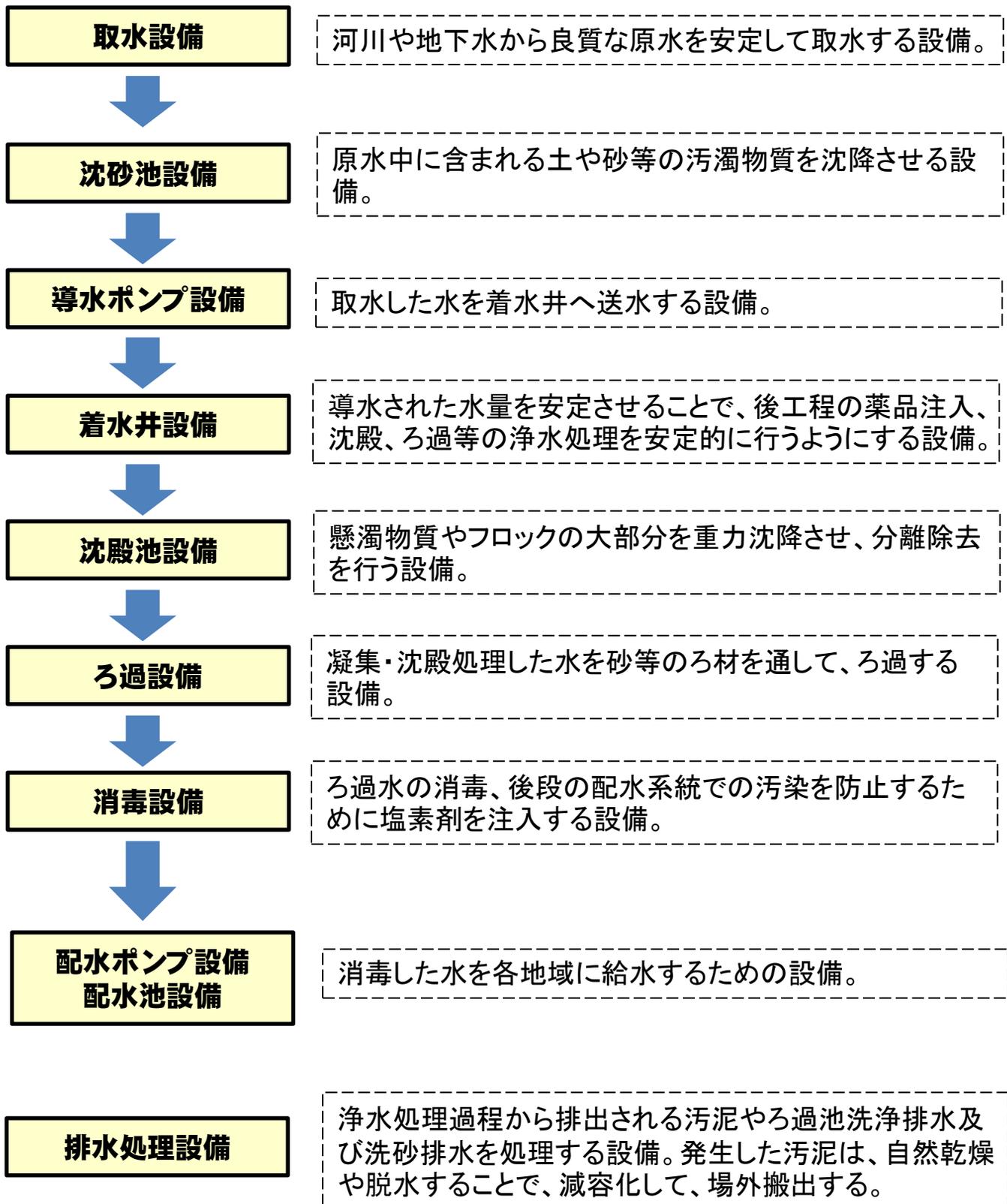
- 水道により供給される水は、水道法により、水質基準（有毒物質を含まないことや異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと等）が定められており、基準に適合した水を供給することができるかの判断には、専門的な知識・技術・経験が必要となる。
- 浄水処理を行うため、水中の小さなごみを集めて大きな塊にする凝集剤や PH 値を調整するためのアルカリ剤、殺菌や酸化のための塩素、脱臭のための活性炭など各種薬品を扱っており、水質や量によって薬品の量や種類を決める必要があるため、業務の遂行のためには専門的な知識・技術・経験が必要となる。

3 緊急性

- 東日本大地震によって、施設や設備等が破壊・故障し、仮設備や応急復旧した設備を用いるなど、通常の運転・点検・整備とは異なる運転等を求められるため、業務量が増加している。

水道施設における対象設備(イメージ)

※  :対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。